

正誤表

2019年版 司法試験・予備試験
体系別短答式過去問集 6 商法

4479-0

本書において下記のとおり、誤りがございました。

内容を訂正すると共に、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	誤	正
272	肢ア 解説全文を以下に差し替えてください。	
	<p>会社が新株予約権を発行するにあたっては、あらかじめ会社が目的である株式の数（算定方法）、権利行使に際して出資される財産の価額（算定方法）、権利行使の期間、など新株予約権の内容を定めておき（§236）、実際に発行するときには、発行のつど、募集する新株予約権の内容、数、などの「募集事項」を決定する（§238-I）。この決定事項は株主総会で決定するのが原則である（§238-II）が、公開会社においては、特に重要な法定事項以外については取締役会で決定することとされている（§240-I）。そして、公開会社においても株主総会で決定すべき特に重要な法定の「募集事項」の一つとして、「募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合」で「金銭の払込みを要しないこととすることが当該者に特に有利な条件であるとき」が挙げられている（§240-I, 238-III①）。したがって、本肢のように、公開会社が取締役に対して募集新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないとする場合であっても、それが当該取締役特に有利な条件でないときには、240条1項が株主総会決議を要求する場合にあらず、その決定は取締役会決議で足りる（§240-I）。</p>	
311	肢イ 問題文を以下に差し替えてください。	
	<p>イ. 株式会社が株式交換をするために株主総会の決議による承認を要しない場合でも、株主は、会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。</p>	
312	肢イ 解答・解説全文を以下に差し替えてください。	
	<p>イ × 誤っている</p> <p>株式交換をする場合には、反対株主は、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる（§785-I, §797-I）。ただし、株式会社が株式交換をするために株主総会の決議による承認を要しない場合（略式・簡易株式交換, §784-II, §796-II）には、反対株主の利益を考慮する必要が政策的にないといわれ、投下資本回収の利益についてもそれと整合させるべく、平成26年の会社法改正で、株式買取請求権についても認めないものとされた（§797-Iただし書き）。</p>	

462 肢オ 解説3行目「なお、本間と異なり」以降を、以下に差し替えてください。

なお、527条4項によれば、前3項（1項から3項）の規定は、売主及び買主の営業所（営業所がない場合にあつては、その住所）が同一の市町村の区域内にある場合には、適用しないとされている。これは、同一の市町村の区域内にある場合には、売主が直ちに自ら必要な措置をとれるので、買主に527条1項本文のような義務を課さなかったものである。そして、同条は同一の市町村の区域内にあるか否かにかかわらず買主が目的物を売主に送り返す義務を規定していない。

以上